

## とち観光大使制度実施要綱

平成25年12月24日付け十勝総合振興局長決定  
十勝観光連盟会長決定  
平成28年9月12日改正

### (目的)

第1条 この要綱は、十勝の観光等の振興に資することを目的として設置するとち観光大使制度の実施に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 とち観光大使（以下「大使」という。）とは、北海道十勝総合振興局長（以下「振興局長」という。）及び十勝観光連盟会長（以下「会長」という。）からの委嘱を受け、十勝観光連盟等から提供される観光情報等を基に、十勝の観光情報等を発信する者をいう。

### (対象)

第3条 振興局長及び会長は、地域活性化に対して熱意があり定期的に情報発信を行うことができる者であって、次に掲げるいずれかの要件を満たす者に大使として委嘱する。

- (1) 十勝総合振興局管内各市町村長から推薦がある者。
- (2) 十勝総合振興局管内各市町村観光協会等会長から推薦がある者。
- (3) 帯広商工会議所会頭及び十勝総合振興局管内各町村商工会会長から推薦がある者。
- (4) その他振興局長、会長が特に必要と認める者。

### (推薦)

第4条 推薦者は、本人の承諾を得た上で、次に掲げる様式を会長あて提出することにより大使の推薦を行うこととする。

- (1) とち観光大使推薦書（別記第1号様式）
- (2) 経歴書（別記第2号様式）

### (任期)

第5条 大使の任期は原則3年とする。ただし、次に掲げる要件に該当する場合は、任期途中であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 公序良俗に反する、又は大使として相応しくない非行があった場合。
- (2) 大使の所在が不明となった場合。
- (3) 本人が希望する場合。

### (活動及び報告)

第6条 大使は、次に掲げる活動及び報告を行うこととする。

- (1) 十勝の観光に寄与する情報をウェブページ等に掲載すること。
- (2) 各々の地域や職域において、十勝の観光情報等を宣伝すること。
- (3) 活動報告書（別記第3号様式）を振興局長及び会長あて提出すること。

(再任)

第7条 振興局長及び会長は次に掲げるすべての要件を満たす場合、大使を再任することができる。任期は第5条に準じ、再任回数の上限は設けない。

(1) 大使が再任について希望すること。

(2) 前条の報告により、前任期中の大使としての活動が確認できること。

(3) 公序良俗に反する行為、大使として相応しくない非行がないこと。

(報酬)

第8条 大使には報酬を支給しない。

(責任)

第9条 大使は、その地位を営利目的で利用してはならない。これに反して営利活動等を行い、又は、大使が第6条に規定する活動の範囲を逸脱すること等により第三者に損害等を与えた場合は、当該大使が全ての責任を負うこととし、北海道十勝総合振興局及び十勝観光連盟は一切の責任を負わないものとする。

(事務局)

第10条 とから観光大使制度に関する事務は、北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課と十勝観光連盟において共同で処理することとし、事務局は十勝観光連盟に設置する。

(その他)

第11条 この要綱の運用にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。